

第十回 参議院農林委員会會議録第四十二号

昭和二十六年五月二十九日(火曜日)午後二時十九分開会

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○森林法案(衆議院提出)

○森林法施行法案(衆議院提出)

○委員長(羽生三十七君) それではこれより委員会を開会いたします。

○小林孝平君 只今北海道開港法の一部を改正する法律案が内閣委員会に付託されまして審議中でありまするけれども、この法律案は北海道の開発に關しまして極めて重要であるばかりでなく農林關係にとりましても重大な影響がございまして、是非本委員会においてこれを審議の必要を認めますので、内閣委員会に連合委員会を開催することを申入れて頂きたいと存するものであります。

○委員長(羽生三十七君) 只今の小林議員の發言により連合委員会を申入れることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三十七君) それじやさうに決定いたします。

○委員長(羽生三十七君) それでは前日に引き続きまして森林法案並びに同施行法案について質疑を続行いたします。

○鈴木強平君 私途中から農林委員に代りまして森林法、施行法等については余り聞いておらないので、遅く参りまして御質疑して甚だ失礼ですが二、三質問したいと思います。

政府は事あるごとに森林は国家管理

にしないと言明しておつたし、両院議員においても常にさようなことは国家管理にしてはいかんと言つております。併し今まで民間がやつておつたのを代つて行政がやるといふことは一つの国家管理であると思ひますが、これについて提案者はどのように考へておられるか御意見を尋ねたいと思ひます。

○衆議院議員(野原正勝君) 従来森林組合が編成して参りました施業案を、このたびは行政の責任において森林基本計画を立てるということに相成りまして、これが只今の御質問の趣旨はいわゆる国家管理ではないかというやうな御心配と伺つたのであります。政府が責任を持つて基本計画を立てるということ自体が国家管理という強い意味を持つとは思ひなないのであります。実は森林法によりまして森林組合が自発的に編成いたしました施業案におきまして、森林の経営が合理的に行き森林資源の保護、培養が行われまして林業の振興発展、又同時に国土の保全が保たれ、国家公共のために役立つという一つの姿を理想として考へておつたところが、施業案は御承知の通りあの戦争の最中におきましては殆んど計画した通り行われない事情がございしました。又戦後におきましては国家的な復興のための要請であるとか或いは人心の弛緩混乱等もございまして、思ふやうに施業計画によるところの實行がでない。特に伐採の方は非常に進んでいないけれどもそれに対しての十分

な植栽が伴わないというやうなことで、折角民間団体としての組合が編成いたしました施業案なるものは殆んど計画に終つてしまひまして事實は行われないというやうな段階になつてしまひました。この状態を繰返して参りますと遂には全く恐るべき山林の崩壊が起る、森林資源の枯渇ができてそのために必要とする木材、薪炭の需要が満たされなばかりでなく、大きくいふならば治山治水の面においても心配が起る。率直に申しまして日本の森林資源はこの状態を繰返して行きますと今後三十年とは持たないというやうな危機に達したものでございします。従ひまして私も、いろいろと御議論もありましてしようけれどもその所有形態等の議論はさておきまして、現実の事態におきまして森林の現状、特に民有林に對しましては何と申してそこにもつと強く国家的な要請、そして又それによるところの森林復興、林業振興のために具体的な施策が行われなければならん、そのためにはどうしてもこれは国の責任ある施業計画によりまして、いわゆる基本計画によつて伐採に對して造林が行われる、或いは又林道が作られて實際事業が行われるというやうな方向に持つて行かぬと、国内の森林の維持培養はできない状態になつたものと、かように考へまして、そのためには個人の持つております森林の経営につきまして、ある程度の経営上の制限と申しましようか制約が行われるのであります。併しそれは飽くまでも

その森林を所有されている林業経営者のかたがたのそれが利益のために行われるという形で行きたい。つまり国家管理というやうな形で個人の利益を全然無視した国家目的のためにのみするといふことは、私も林業経営という立場からいふことは全然考へていないのであります。一面においては國家の大きな目的のためにこういふ山を活かし、又同時に個人の経営の上にも十分役立つという、二つの目的が十分に達成し得るやうな目的を持つところの森林法でなければならん。さうに考へましてこの森林法案の作成に當りましてはそういう点を十分勘案いたしまして作成したつもりでございします。従ひまして鈴木さんのおつしやるのではないわゆる国家管理という形のものでは毛頭ないという点を御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木強平君 只今提案者から御説明がございしましたが、この形は誰が見たつて國家管理と認めて差支えないと思ひますが、行政が民間に変わつて施業計画を立てるのですからこれを國家管理と稱するのですか、あなたはそうじやないとおつしやいますかその点をたしかめてお聞きしたい。當時この法案を提出されるに當りましては衆議院側も恐らく考慮したと思ひますが、政府側はどういうお考えでかやうな國家管理に類するやうな法案を出しになつたか、その心がまえをこの際聞きたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) 只今提案者からお話のございましたやうに、私もいたしましては國家管理というやうなことを成るべく避けたいという方針でありまして、荒れた所では従来森林組合が施業案を編成いたしまして、これを都道府県知事の認可を受けて實行するといふ従来の形でありまして、これを國及び都道府県の責任におきまして施業案を編成してそれを実行させる、こういう如何にも國家管理的な異が起つてゐるやうでありますけれども、我々といしましては森林所有者の団体であります森林組合を中心としたしまして、でき得ますだけ森林所有者の各個人の意見を尊重いたしまして運用をして参りたいと考へておるのであります。

○鈴木強平君 御承知のやうに幼齡林が伐採せられた戦後におきます最大の原因は、森林も田畑と同じやうな國家管理になるだろ、さうなれば伐れないじやないかといふことで、あのやうな幼齡林が伐採された大きな原因になつたのであります。これは政府も提案者も、議員諸君も十分おわかりであらうと思ひます。従つてかやうな危惧の關係もあつたために終戦後特にはげしい乱伐が行われたのでありまして、結局それでは政府は今まで常に声明したこと、それから又議員各位は、森林の國家管理はけしからんとつね々々政府に要望して政府がこれに答へておるが、その言うそばからかやうな法案が出ることに付しては我々納得がでないのですが、どうしてかやうな形態を

おとりになつたか。私たちが希望するところは国有林すらも、これを民間に解放しなければならん、国有林全部を。なぜなら日本はあのような新らしい憲法によつて民主的な経済組織に立ち返らなければならん、それには日本の大きな財産である森林形態から先ず解放しなければならん。如何なる見地からこれを解放するかといへば、先ず以て国有林を少くとも自治団体に管理させなければならん、いわゆる自治管理でなければならん。言い換へるならば、山間僻地におきましては森林以外に生活の糧がない、田や畑を耕すに当りましては、毎年同じ畑でこやしをやれば毎年とれる、ところが山は伐つて持つて来るためには林道も作らなければならん、それがなければやはり苦勞します。さういふ見地からでき得るなら、国有林を山間の流域関係の山村数カ村又は一つの山村、いわゆる地方の自治団体にこれを委譲して管理せしめる。山火事が起れば村民が出てそれを消さなければならん、山が崩れれば村民がやらなければならん、かようなことでは到底山の緑化はできない。従つて若し大きくこれを緑化しようと思ふなら国有林すらも解放してさうして数カ村の流域関係に委譲してその責任においてやらせる。従つて私たちがこの法案についてはその点で納得できないと思ふのですが、さういふような考へ方においてなぜお考えにならなかつたか。この形態はもつとよいのだという点に対してもう少しわかりやすく皆さんの提案なされた理由を御説明願いたい。

○衆議院議員(野原正勝君) この森林法案は先ほど申上げましたような趣旨

の下に提案したのでありまして、終戦後過伐、乱伐の原因になりましたものは只今御指摘になりましたような、いわゆる農地解放と関連したところの、いわゆる第三次農地解放と申しましたようか山林の解放が行われる、若しそうなつては、折角父祖伝来の長い間の苦心によつて山林を守つて参りました方たちが、結局再分割されてしまつて自分のものにならないという、その山林所有の不安な状態、安定できない状態が非常に当時の民主主義の姿として、或いはさういふ時代が早晩来るのではないかといふような、非常な不安の念に駆られて、そのために山林に対して落ちつきのある経営、長い将来に亘つての造林であるとかさういふような事柄に対する気持ちが薄らいでしまつて、さうして結局山林は過伐、乱伐されるというやうな形になつたといふことも全くとお説の通りでありまして、さういふやうな事柄も非常に多かつたのであります。又同時に未墾地開拓等によつて山林が解放されるということもございました。又経済界のインフレーションの中で非常な混乱がありましたので、植林といふやうな非常に長い将来に收穫を期待するがごときものに對しては投資をする人はいない。いろ／＼なことが原因となり結果となりまして結局植伐の不均衡がますます著しくなつたと思ふのであります。さういふやうなこともございまして、私どもは何かとしてこの民有林の経営を安心して着実に、伐採跡地には造林ができる、さうして立派な山としてこれを仕立てて行くといふことのできるやうに、所有の觀念等につきましても安心を頂くといふことが何より必要であるといふ

ふうに考えておつたのでありますが、たま／＼このたびの森林法の改正をしなればならんといふ段階になりました先ず以て考えましたことは、いわゆる第三次農地改革といふことによつて従来山林が解放されるということに對する不安等は、この法案におきまして別にはつきりと書いておるわけじやありませんけれども、さういふイデオロギー的な将来の解放といふやうなことは全然前提としてはないものであります。即ち飽くまでも現実において、森林の管理経営者として、その所有者がまじめに立派に御自分の山林としてこれを経営して頂く、又そのことが同時に國家及び社會に對する公共のために十分に役立つ。山林の特性といひましようか、経営者といふものが、御自分の山であり自分の利益のために山林を立派にするのであるけれども、それは同時に國家社會の公共のために非常な貢獻をし、役立つのであります。さういふ特性もございまして従ひまして御自分の山林ではありますけれども、今日の日本の山林の現情から見ましてこれを従来のごとき経営の状態で置きましたのでは、まあ先ほど申しましたやうに今後三十年とは持たない。さうなりましたは治山治水の面からいいますと國土の荒廢は必至であります。或いは又國民生活のために必要とするところの木材、薪炭、その他の林産物といふものは全く供給が途絶えなるといふやうなことも心配されるのでありますので、この際は先ず以てまじめに森林を経営する方たちの、さうした第三次農地改革といふやうな陰の聲に怯えるやうなさういふ不安を除きたい。又同時に立派な山林としてこれを経営

するならば、又山林として必要であるならばこれはみだりに他の用途のためにこれが乱伐されるやうな不安がなくならん、さういふ点を明らかにしたい。又山林の経営は國家のために十分役立つのでありますから、その経営におきましては政府が、いろ／＼と規定にございましてけれどもその山林のいろ／＼な施設等に関しましては政府はこれに對して十分なる補助を與える、或いは経営上、技術上の指導をするといふやうなことも法案の中に織込んで、さうして山林を持つておる方たちの共同の利益、又立派な山林として振興するための、その目的達成のために森林組合を強化するといふことを内容としてこの森林法案は成立つておるのであります。只今お説のやうなことが何か山林の解放や、さうして又農地改革と同じやうな形のものになる虞れがあるとか、なお又山林の國家管理であるとか、さういふやうな考へ方ではこの森林法をお考え下さることは、むしろこれは當を失するのではないかと。成るほど國家が責任を持つて行いますところの森林基本計画を立てますのでありますから、個人の山林といへども國家目的のためには或る程度の経営上の制約を受けるのであります。それはむしろ山林の持つ本来の特性と申してもよろうと思ふのであります。それがあるがためにむしろ政府は、行政の措置において山林の経営に對して特別な保護助長の施策を講じなければいかんといふ又一面の理論が成り立つわけでありまして、私どもはこの立案に當りましては、いわゆる山林を國家管理して個人の利益や所有を不當に制限するといふやうな考へ方を、毛頭持つていないことをここに

はつきりと申上げておきたいと思ひます。

○鈴木強平君 提案者の説明は私のお問い合わせのと違つたので、國家管理を実施するのが個人の利益を失するものではないのではありません。國家管理が全部悪いといふのではありません。經營形態におきましては他にも國家管理といふものはたくさんありますがそれが全部悪いといふのではない。ただ山林の形態を農地解放にからんで言つたのは、農地解放のやうなことがあつて又森林をとり上げるんじゃないかといふやうな考へ方があつたためにお尋ねしたので、國家管理はしないんだと言われても、國家管理は政府が所有することも國家管理の一つであるが、所有權を持つておるのをこれを國で管理するものも國家管理である。この形態は、誰が見ても國家管理なんです。國家管理を國家管理でないとはいひわけをなさつても始まりません。ただ過渡期のことで止むを得ない理由からかやうな形をとつたといふのであれば又我々も納得しないわけではないが、この形は如何にも國家管理である、これは森林の維持、育成に當つてもつと民間人に自治管理をやらせるなりすることがいいんじゃないかと、さういふ考へ方を持つていられるのであります。これはたとえてみれば小さな山林所有者に對しては三十万円から三十万円の金を平均に貸すと、従つて伐れないから金を貸してやるというやうな一つの逃げ道を持つておる明らかな國家管理であると思ふ。而も自由黨、民主黨の多くの議員たちがかやうな案を立てることはふだんの話と結果が違つておる。かやうな点でお尋ねしておるのですが、その点は如何ですか。

○衆議院議員(野原正勝君) 只今の御

質問であります、確かに一面においては国家管理と申してもよろうと思ひます。併しそれはいわゆる先ほど来申しますように、飽くまでも山林所有者個人の利益をより一層確保する、守るといふためのものであり、同時に又それが国家公共のために十分役立つといふことのために実はこれ以上うまい方法はないと、私もいろいろこの法案をめぐりまして検討に検討を加えたのであります、結論としてこういう案を以て行くことが今日の日本の山林の現状からいたしまして誠に止むを得ないことであると考えておるのであります。その意味合からいたしましてこれは恐らく全国の山林所有者各位の全面的な御協力を得られるものであると私は考えております。又私も家は自由党の一人でございます。提案者として民主党の方も社会党の方もありません。いわゆる政党政派を超えた国家百年の大きな民族としての課題をここに解決して行くという立場に立ちまして、私も従来から唱へてまいりましたいわゆる自由主義経済であるとかいふようなこともございまして、その山林の問題にしましてはやはり今日の山林の現状が手放しの状態で置けないというところに、やはりかかる法案を出してそれによつて全山林所有者各位の御協力によりまして、又政府の積極的な施策によりまして、この山林の現状を漸次打開して立派なものに育て上げて行くというために、止むを得ない措置であるという点を御納得頂きまして御協力を願ひたいと思ひます。

て、そうして森林を真に生かそうということについては勿論私もその主張者の一人であります。それどころではありません。我々は山の頂上まで守り暫くの間は燃料としては地下資源たるコークス或いは石炭によつて行かなければならぬ、かような考え方を持っておるのであります。ただやり方についてどの方がよろしいかという点になると、国有林さえこの際開放して民間に委譲して行く、そうしてこれを自由に治めるものに任じて責任を持たして行きたい。曾て戦争中におきましては、決して民間だけじゃありません、国有林についてもその施業計画が十分行かなかつたことは明らかな事実である。だから必ずしも国家管理もうまく行っているわけじゃない。そこでこれを具体的に申上げるなら、我々の念願するところはいつも山を治める者はその山間の者である、山間の者がこれを植えて、そしてこの不測の防衛をして、そしてできた場合はこれらの人が優先的に自分が伐つて幾らかでも自分の生活の糧になる。丁度平坦地におります農家が自分の田畑を耕して、そしてそれから生活の糧を得るのと同じように、山の者がこれを持たなければならぬという考えである。併しながらここにいろいろな業者が森林にありますが、おおむね山がよくなると無関係者が飛んで行つて山を取つてしまふ。伐採した後におきましては、涙をのんでその山間僻地の方がその伐採した跡に植樹をしたり或いは砂防の工事の手伝いをしたり、こうしたことが、非常に山間の方々には自分のものである。人のものであつても自分のものだ、この山が成育すれば自分らが伐つて自分

らの生活が保障されるんだと、こういう観点に立たなければならぬと私は思つておる。だから飽くまでも一面から見れば国家管理は差支えないと思ひが、どうしてもこれはまあ過渡期であるから止むを得ないと思ひ。只今民主党の議員総会におきまして特にそういう点を質してくれと言われたので、それが納得が行けば賛成しようじやないかというので代表として自分の意見を吐いたわけでありまして。従つて今後の森林の育成に方法といたしましては、これはこの際行政庁たる林野局長にお尋ねするのですが、国有林さえも開放して民間と合して、それらを不斷に見守つて行く方々に、それが完全な育成した場合、言い換へるとき上つた場合の木材とか燃料というものは、山間のものが余らなければ他に行かない、山間のものがこれを利用し得られるという観点に立つてこの国有林さえも民間に委譲したらどうかと私は考えておりますが、そういう点におきまして、過去におきましていろいろな入札関係その他におきまして、なかなか山の近辺の方々や納得できない点が多々あるのであります。今後どのようにおやりになりますか、この法律施行に当りましてのお考えを……

○衆議院議員(野原正勝君) 山林の経営は常に地元の産業経済と緊密なつながりを持つております。従いましてその山林を経営します場合には飽くまでも地元の産業経済に役立つようなものでなければならぬという点で、実はこのたびこの森林法案の中にはつきりと謳ひましたのは、森林組合を育成いたしましてその森林組合がかなり大巾の、広範の経済行為をいたしまして、そしてそれがお互いの零細な山林所有者の協力によりまして、そして十分なる経営上の成果を収める、そのことはとりもなおさずその山村の産業経済が振興できる元である、さうに考えますので、その森林組合を育成強化するということがこの法案の中にも特に盛り込んである次第でございます。

○政府委員(横川信夫君) 只今お話の、国有林等におきまして地元の者の造林をする所がなければならぬじやないかという御趣意の御質問のように伺つたのであります、それにつきましては先般当委員会において御審議を願ひました国有林整備臨時措置法というもので、国有林等の或る程度のもは地方の公共団体に拂下をするという途も開いたのであります。これは三年間を限つた法律であります、その法律を突進いたしますと同時に、この森林法におきまして設置いたしまする中央森林審議会におきまして、国有林、民有林のあり方等につきましても根本的に検討をして頂くという予定になつております。又先ほど申し上げました国有林整備臨時措置法以外に国有林野法を改正いたしまして、部分林という制度が現在ございますがそれを更に拡大して運用を図つて参りまして、地方の方々には国有地に木を植えてそれを伐期ごとに分収をするという方法を講じますし、又共用林という制度を設けまして特に自家用の薪炭その他につきましては特に地元の方々に確実に拂下をする、充拂をするという方法を講じておるのであります、お話のように山を育てる者は山の附近におられるいわゆる地元の方々でありますので、その方々に対しましては

国有林の現在の運用におきましても十分考慮をいたします、只今申し上げました二つの法律によりまして更に従来よりもまして地元の方々に寄與するようにというのを考えておるものでございます。

○池田宇右衛門君 森林法案、森林法施行法案の二案につきましては、二十日以來鈴木さんの心配するようなことを小林、三浦、片柳その他の委員から極めて熱心に御質疑をいたし、当事者又これに答へまして本案はすでに一週間余に亘つて慎重審議を進めて来たのでございまして。なお鈴木さんの御質問はあと継続されることでありまして、うけれども、前申上げたようないきさつでもございまして鈴木さんを以て質疑を打ち切り、更に討論採決に入る動議をこの際提出いたします。

○滝井治三郎君 只今の動議に賛成いたします。

○委員長(羽生三七君) 只今の池田さんの動議に御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それでは只今の動議の御了承を得ましたので、森林法案並びに森林法施行法案の両案につきましては質疑を終了いたしましてこれより討論採決に入りたいと思ひます。

○小林孝平君 私は日本社会党所属農林委員を代表いたしまして本法案に賛成するものであります。

我が国の森林は多年過伐、乱伐の傾

向が強かつたのでありますが、特に近年に入りましてこの傾向が極めて顯著になりまして、治山治水その他の点からこれをそのまま放置するわけには参らないような状態にあるのであります。こういうようなわけであります。この際何らかの強力に積極的な対策を樹立しなければならぬと考えておりますが、この意味におきまして只今議題になつております森林法案は、民有林について伐採を調整いたしまして森林資源の保全を徹底させるという内容でありますので、私は右の目的を達成するのにこの法案が貢献するところは大であると考えまして賛成するものであります。

併しながら本法実施に当りましては、次の諸点に十分考慮を拂ふ必要があると考えるものであります。先ず第一点は、伐採適齢期以上は全然本法では自由になつておりますから、その適齢期決定に当りましては十分慎重に行なつて頂きたいというふうに考えておるものでございます。

第二には、一部には本法は森林資源の保全に、片寄つておりまして、需給関係や林業経済の強化に対する考慮が欠けておるといふ批判が一部に強いのでありますけれども、この意見に押されまして、本法の運営に當つてこれがそういうように運用されますとこの法律の趣旨がゆがめられる虞れがありますので、十分そういうことのないようにその運用に慎重を期せられたいということでありました。この点に関連いたしまして特にパルプ材の今後における需要の増大に対処いたしまして木材の輸入に更に力を入れなければならぬ、このために政府は積極的な努力

をしなければならぬということでありました。

第三点は、本法は、民有林について民有林の伐採の調整を規定しているものでありますけれども、この実施に當つては民有林の伐採調整と国有林の伐採計画というもののバランスをとらなければならぬと考えるのであります。以上この三点を私に希望いたしまして、本案に賛成するものであります。

○片柳眞吉君 私も数個の要望事項を附しましてこの両法案に賛成いたすものであります。

要望事項の第一は、只今小林委員からの発言と大体同趣旨であります。林業経営が元来非常に利廻りが低いのであります。この林業に対していろいろな制限をこの法案で加えておるのであります。その意味からこの委員会でもいろ／＼各位からも御意見がありまして、特に利廻りの低い、或いは企業としての独立性を保ちたいような林業の特殊性に対応いたしまして、できるだけ国家の立場からの助長、援助を強く要望するのであります。率直に申し上げますと、従来の林野行政の仕事がややもしますとさうな方面に関心が薄いような感じもいたすのでありますので特にこの点を強調いたします。

第二には、これ又小林君と同様のラインであります。伐採制限、植伐の均衡を得るということに私は非常に賛成であります。併し多年木材の

利用も相当強いわけでありました。従いまして国内的には、私も御質問いたしましたような奥地林道の普及につきましては、予算も或る程度充てたようではあります。更に奥地の林野を開発するような林道の、もつと大々的な普及を強く要望いたしたのであります。

又全体の需給関係を見通しますと、やはり或る程度の不足量が出るようでありまして、これを放任しますればやはり折角の計画にも無理が入ることになると思つてあります。従いまして、今後木材の外国からの供給等につきましても、これは私はやはり積極的な考慮が必要ではないか。勿論国際価格の方は高いというような事情はありましようけれども併しその辺をよく勘案せられまして、特段の考慮を希望いたしますのであります。

それから第三には、極めて卑近なことかも知れませんが、この法案にも火入の規定はありますけれども、昨今の情勢から見ると山火事が非常に多いのであります。従いましてこの山火事の防止につきまして特段の一つ御配慮を頂きたい。

以上三点を要望いたしまして賛成をいたすものであります。

○平沼彌太郎君 私は自由党を代表しまして、只今提案になつておる二案に對して条件を附して賛成いたします。

この森林法につきましては、すでに三年以前から改正に對して当局はいろいろと苦心されたのであります。初めは随分国家管理的な強烈なものであります。山林所有者も非常に不安に駆られておつたのでありますけれども、その後十数回のいろ／＼な修正によりまして又いろ／＼な裏付もんだんで

きて参りまして、まあこういう公共的な意味を含んでおるのだからこの辺で山林所有者も先ず我慢すべきだといふような点に來たような感じがします。この、賛成の意を表する次第であります。

ただ片柳委員が言われましたように、この法案には奥地林を開発すべき林道といふような条項が含まれておりません。旧法案には林道のことが入つておりましたのに、最もこの伐採を制限されている／＼な利用面が非常に供給の枯渇において苦しいのに、それに対する奥地林の開発というのは最も有用な途でありながら、これが法案から抜けたことは非常に遺憾に感じます。

是非ともこの奥地林を開発すべき林道については、たとえ法案になくても当局は十分予算を以て、この里山の休養をさせるように一つ心掛けて頂きたいと思ひます。

それからなお森林組合のことについて、三希望いたします。再建整備法については六月中旬にその趣旨徹底のための会議を開催してその実施を推進して頂きたい。もう一つは森林組合は至急改組を望んでおる者が非常に多いので、森林法の施行を七月一日から十日の間に願ひたい。なおそのための説明会その他は七月中旬に完了するよう取計らわれない。それから今一つは改組する森林組合といふものは、その移行の手続、提出書類及び定款さえあればできるのだから、これらの事務的な書類形式を七月十日頃までに公表せられたい。こういうふうな希望条件を附して賛成いたします。

○三浦辰雄君 私もこの議題になつておる両案に對しては賛成の意を表する

ものでありますけれども、この実施上についての希望を一つここにまとめお願いを申し上げたいのであります。

この審議に當りまして提供されました資料のうちにもこれを明らかにしておりますように、恐らく日米経済協力或いは日本経済の実質からいへば、この資料にありまうような木材九千六百万石、木炭百八十万トン、普通薪六千五百万層積石、ガス薪四十三万トン、このぐらひは要る。これは立木に直しますとおよそ二億三千四百万石という大きな数字になりますけれども、同じ資料の中を見ますと、現に既発の全森林の成長量は八千二百万石、それから林道を延長して開発をこれから得るといふものが六千二百万石、これから新たに林道を新設して初めて開発ができるというものが二千三百万石、合計がそれを入れた全部で一億六千八百万石しかないといふことは、いわゆる正常伐採量に比べますと、四割以上なお且つこの際伐採しなければ今日の需要を充たすわけには行かないといふ問題でございます。こういうふうな要、こういうふうな供給は、それ／＼の角度から当然理解される尤なことなものであります。この二つの互いに矛盾するところの要望の間に立つのがこの森林法であります。この法案は、この難関に立つて私は必ずしも十分とは言えないと思ふ。肝腎かなめの点はこれをことごとくと言つていゝほど森林審議会の諮問に逃げ隠れていると言われても仕方がない。この法案の目的達成の成否というものは、森林審議会を重視いたしまして慎重に考慮するところは慎重に考慮し、そして勇猛果敢に行うところはこれを行うという行政運

營の巧稚に任ざれているといつていい
と思ひます。長い伝統のありする基
本計画の問題にしても、森林計画の
決定の問題にいたしても、適正伐
期齡の決定のごとく本法の死活を左右
するまで考えられるあの問題にいた
してしまつても、これは特に慎重に審議會
等において民間の意見を十分尊重して
考えなければならぬ。又林道の開闢に
ついては大いに助長を約束さるべきも
のである。従来と違つて施業案が国土
計画的なあらゆる産業構造の各方面を
考えた上に立つて、政府の責任にお
いてこれを作らせようとして実施をする
という建前をとつてゐるのに、大事な
林道の開闢については最も助長の言葉
がない。従来のごとく必要量に對して
財政當局が三割乃至四割しかくれない
つたといふことだけで今度はその責任
は免れるはずはないのであります。又
あの法案を見ましても、森林所有者が
金がなくて政府の補助金の造林の關係
或いは保安林の關係において、金がな
い場合には予定を変更することができ
るとあるけれども、政府の努力が足ら
ないでそういう変更を再々やらなけれ
ばならぬといふなら、これ又政府みず
からがこの法案をうちこわすものだ、
私はこういうふうな考へるのでありま
す。是非こういう一たたの助成につい
ては、あの第一条に助長とあるのを現
實の行政において強く大きく生かして
もらふ覺悟を是非お願いしたいのでご
ざいます。それにいたしましてはそれ
に關連いたしまして先般も出てゐる税
金の問題でございます。森林の實質に
合うような、或いは林産物の業務の實
質に合うような税といふものを再検討
してここに確立してもらふなければな

らん。又金融についても拡大を是非し
てもらふないと、この法律が狙つてお
ることができないことは明らかだと存
ずるのであります。なお一方において
は冗費の節約であるとか、或いは企業
の合理化といふものを図らなければ何
れにしてもつじつまが合わない。この点
を至急に研究しそれを普及するところ
の機關といふものを是非考へてもらう
必要がある。
又もう一つこの法律の狙つておりま
する組合の關係でございますが、この
法律が實際にうまく行われるかどうか
か、この法律の對象となる受入の口は
森林組合、今までの強制加入、経済行
為のできた森林組合でなくして、名は
同じであるけれども、新しい協同組
合の精神によつた森林組合がうまく成
長するようにうまく培養して頂かなけ
れば、折角の政府側の努力もこれがそ
の効果を發揮するわけに行かない。是
非この森林組合をしつかりうまく育
ててもらひたい、このことを森林法に
いれてはお願いするのであります。
なおこの施行の問題、施行法につ
いてはありますが、かねて私は審議の
途中でも随分しつこいほどこの移り
替へにおきますところの不便、不自
由、そして要らざるところの惡評とい
うものを政府側は恐るなければなら
ないといふことを申し上げておきまし
た。私はこの施行法の第二条におきま
すところの省令をお作りになります
際に、今までの新らしい法律によれば
可を必要とするような所は、もう少し
長い期間を置いてこれを善処してもら
いたい。私は法をこわすのじやなくて
法を大いに尊敬してもらひ、法を大い

に信頼してもらふなければ、どうも今
日の日本としてやつていけないとい
う考え方から、この点については是非無
理のないようにこれを持つて行つて頂
きたいといふことを強くお願いをする
のであります。
なお伐りたくもそれは適正伐期齡に
達しないといふ人たちに金を貸すとい
う措置、誠に私はこの点の法案に敬
意を表してゐるのであります。ですが
らどうか道はできたがなか／＼金を貸
して呉れなかつたので道ができなかつ
たと同じだといふようなそしりを受け
させないように、若しそういうようなこ
とであれば、如何にそれを守らせよう
といたしまして生きてゐる人間はそ
れが守られないのが常であります。ど
うかそういうたような諸点を十分御注
意になりまして、どうか円滑な実施、
そしてこの法律の狙つてゐることを達
成しますよう希望いたして賛成いたしま
す。

〇鈴木彌平君 私は民主党の委員を代
表いたしまして本案につきまして意見
を陳列したいと思ひます。先ず我々は
数個の希望を附しまして本案に賛成の
意を表するものであります。
先ほど私一、二につきまして質問申
上げましたが、如何にもこの法案は国
家管理の臭が相當するのではないかと
思ひますので、この点については将来
法律の施行開始に當りまして、提案者
から十分森林所有者及び森林利用者に
納得できるような説明が欲しい。
今現内閣は講和条約を目の前に控えま
して将来我々日本の経済人が諸外国と
十分な取引をするときにおいては、国
内の態勢を整備しなければならぬ、
先ず第一に行政を簡素化整備をしまし
て減税をしなければならぬ、資本の蓄

積をしなければならぬといふことは不
断から言われております。かようなと
きに一つの森林計画を行政に任し
て、ここに人員を必要とし且又予算を
必要とするならば、政府の考へること
と逆の効果があるのではないかと思
うのであります。従ひましてこの点に
つきましては現在の營林局を利用する
の近辺の自由な人々を使用するといふよ
うな形をとらなければならぬと思
ふのであります。片柳、三浦両氏から發
言がございましたが、この法案につき
ましては現在の総合経済の上に立つて
おらん、総合経済計画が十分行つてお
らない。例へば言へば立木の燃料を少
くするというならば代つて地下資源を
如何に利用するか、石炭を如何に増産
するか、木材を制限するならば従つて
セメントをどのように増産するか、か
ような点につきましては一つの法律は
一波万波日本の總経済に影響する。然
るにその他の観点については一つも研
究がなされておらない。連合委員会に
おきまして、通産委員会におきまし
ても、建設委員会におきまして、こ
の法案については相當關心を持つてお
る。もつと研究して欲しいといふこと
を我々に申入れておる。従ひまして、
本案が施行されるまでに十分横の連絡
をとられまして総合計画を立てられま
して、セメントの増産なり或いは燃料
を地下資源に変えるにはどういふふう
になつておるかといふ点についても十
分考へになり、この法案施行と同時に
やつて欲しいと思ふ。

〇委員長(羽生三十七君) 全会一致でござ
います。従つて本案は原案通り可決
すべきものと決定いたしました。
なお諸般の手続は先例に従つて委員
長に御一任を願ひます。なお多数意見
者の御署名を願ひます。
多数意見者署名
池田宇右衛門 平沼彌太郎
滝井治三郎 宮本 邦彦
西山 龜七 鈴木 強平
片柳 眞吉 門田 定藏

ります、かようにこの計画が行政に
基本計画が立てられるための審議會が
あつたといひましたけれども、或いはこれ
が關係ないポストと手を取りまして、こ
れらの森林の利用に當りまして一方森
林の生産者側から非難のないような十
分な注意がして欲しいと思ふのであり
ます。
又、これらの森林の制限につきまし
ては、奥地林を開闢しなければならぬ
い。これらの諸施設につきまして、
只今片柳或いは三浦両氏の言われたよ
うな十分な諸施設が、この施行と共に
伴つてやつておらなければ、断じて本
案所期の目的が達し得られないと思
ふのであります。肝腎な点に留意を願
ひまして本案の施行が完全に行くよう
な方法をとつてもらひたい、かように考
へまして、民主党を代表いたしまし
て、賛意を表します。

〇委員長(羽生三十七君) 他に御発言も
なければ討論は終局したものと認めま
す。
これより両案の採決をいたしたいと
思ひます。森林法案並びに森林法施行
法案を原案通り可決することに賛成の
方の御起立を願ひます。
〔総員起立〕

第九部 農林委員會會議録第四十二号 昭和二十六年五月二十九日 【參議院】

○委員長(羽生三七君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時八分散会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 亀七君
片柳 眞吉君
岡村文四郎君

委員 池田宇右衛門君
滝井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
加賀 操君
溝口 三郎君
鈴木 強平君
三好 始君
三浦 辰雄君

衆議院議員

野原 正勝君

政府委員

林野庁長官 横川 信夫君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

常任委員 倉田 吉雄君
会専門員

説明員

林野庁経済課長 武田 誠三君